

令和2年度第1回千葉県環境審議会 廃棄物・リサイクル部会
議事録

日時：令和2年10月30日（金）

午前10時00分から

場所：千葉県自治会館9階 大会議室

1 開会

司会 それでは、定刻を少し過ぎましたが、ただいまから千葉県環境審議会 廃棄物・リサイクル部会を開催いたします。私は、本日の司会を務めます環境生活部循環型社会推進課の山田と申します。どうぞよろしく願い申し上げます。

会に先立ちまして、委員の皆様におかれましては、新型コロナウイルスによる影響で大変な状況な中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、会議中は扉を開けたまま進めさせていただきます。また、皆様におかれましては、会議中マスクの着用について御協力をお願いいたします。

それでは、はじめに、配付資料の確認をさせていただきます。お手元に配付した「次第」「委員名簿」「座席表」、その他次第に記載の配付資料一覧のとおりとなっております。「資料1 第10次千葉県廃棄物処理計画の策定について」、「資料2 千葉県における廃棄物処理の現状と課題」、「資料2－参考 千葉県における廃棄物処理の現状【詳細】」、「資料3 市町村アンケート・ヒアリングの結果」、「資料4 第10次千葉県廃棄物処理計画(骨子案)」「資料4－参考1 第10次千葉県廃棄物処理計画について」、「資料4－参考2 廃棄物に関連する法令等の改正状況」、「資料4－参考3 第10次廃棄物処理計画における目標値の設定」続きまして、「参考資料1 千葉県環境審議会運営規程」、「参考資料2 廃棄物処理計画に関する廃棄物処理法等における根拠規定」、「参考資料3 千葉県廃棄物処理計画の策定について(諮問文・付議文 写)」、「参考資料4 食品ロス削減推進計画に関する食品ロス削減推進法等における根拠規定」、「参考資料5 平成31年3月29日付け環循適発第1903293号「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)」写」、「参考資料6 令和2年3月16日付け環境省事務連絡「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の改定について(事務連絡)」、「参考資料7 第9次千葉県廃棄物処理計画(全文)」以上、全部で15部となっております。資料に不足はございません

でしょうか。

続きまして、本日は、委員総数8名に対し、現時点で7名の委員の御出席をいただいております。半数以上の委員が出席されておりますので、千葉県行政組織条例第33条の規定により、本日の会議が成立していることを御報告いたします。

また、首藤委員におかれましては、所用により、本日は御欠席との御連絡を受けております。

さて、本日は、昨年9月の委員改選後、はじめての部会開催となりますので、はじめに、本日御出席の委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

なお、大変恐縮ですが、時間の都合上、御紹介はお手元の名簿のお名前の読み上げにより、代えさせていただきます。

当部会の部会長の宮脇 健太郎 委員です。

大川 忠夫 委員です。

岡山 朋子 委員です。

香村 一夫 委員です。

岩楯 保 委員です。

桑波田 和子 委員です。

山下 雅弘 委員です。

続きまして、県関係の職員を紹介いたします。環境対策監の石崎でございます。循環型社会推進課長の横山でございます。廃棄物指導課長の伊能でございます。

続きまして、この会議及び会議録は、千葉県環境審議会運営規程第10条第1項及び第11条第2項の規定により原則公開となっております。本日の会議の公開につきましては、公正かつ中立な審議に支障がないものと考えられますので、公開といたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

本日は傍聴人が1名おります。それでは、傍聴人が入室します。

(傍聴人入室)

2 千葉県環境生活部環境対策監挨拶

司会 それでは、開会に当たりまして、千葉県環境生活部 環境対策監 石崎から御挨拶申し上げます。

石崎環境対策監 環境生活部環境対策監の石崎でございます。

委員の皆様には大変お忙しいところ、千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から、本県の環境行政に御指導をいただいていることに、重ねてお礼申し上げます。

当部会は、本年3月末に開催を予定していたところですが、新型コロナウイルスの関係で、資料送付にさせていただいたことから、本日の本部会が、委員改選後、初めての部会となります。

当部会は、廃棄物の処理や資源循環の推進に係る重要な事項について御審議いただくもので、本日は、第10次千葉県廃棄物処理計画の骨子案についての御審議をお願いいたします。

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく法定計画であり、今年度は、現行計画が最終年度であるということでございますので、次年度以降5年間に係る第10次計画の策定にあたり、環境審議会に諮問させていただき、当部会で審議をいただくものです。

本日は、千葉県の廃棄物処理の現状から御説明させていただいた上で、計画の骨子案についての御審議をいただきたいと考えております。

昨今の廃棄物処理の状況を見ますと、廃プラスチックや食品ロスの問題、災害廃棄物の問題など、取り組むべき課題が多岐にわたっており、さらにSDGsの関係もあり、これらを踏まえまして、委員の皆様方には、忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。

本日は、よろしくをお願いいたします。

3 廃棄物・リサイクル部会長挨拶

司会 続きまして、議事に入るにあたり宮脇部会長に御挨拶をいただきたいと存じます。

宮脇部会長 皆様、おはようございます。千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会長を仰せつかっております明星大学の宮脇でございます。

本日は、委員の皆様方におかれまして大変お忙しいところ、廃棄物・リサイクル部会に御参集いただき、誠にありがとうございます。

千葉県環境審議会につきましては、昨年9月に任期満了による委員改選が行われ、新たな委員で進めてまいりたいと思います。

また、当部会は本来8名ですが、先ほど御案内がありましたとおり、1名欠席でございますが、残りのメンバーで丁寧に議論を進めてまいりたいと思います。

ので、よろしくお願ひいたします。

御案内のとおり、千葉県における循環型社会の構築や、廃棄物の適正処理の推進に向けた、基本的な計画である「千葉県廃棄物処理計画」を策定することとなっております。

千葉県は、長らく廃棄物に関する問題では、先進的な取組を続けてきた県であり、今後は、全国に先駆けけるような計画を策定できればよいと思います。

今回、県から環境審議会への諮問があり、その審議を当部会に付議されたことから、皆様方から御審議いただくことになっていきますので、ぜひ御協力いただきたいと思ひます。

また、委員の皆様方には、忌憚のない御意見、積極的な建設的な御意見をぜひ賜れたらと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

司会 どうもありがとうございました。

それでは、これより議事に入りますが、議事の進行につきましては、千葉県行政組織条例第33条の規定により、宮脇部会長にお願ひいたします。

宮脇部会長 それでは、これより千葉県環境審議会 廃棄物・リサイクル部会の議事に入りたいと思ひます。議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。議事録署名人を香村委員と山下委員にお願ひします。よろしいでしょうか。それでは、香村委員、山下委員、よろしくお願ひいたします。

4 議事

宮脇部会長 それでは議事に入ります。

議事次第に沿って進めてまいります、「議題1 第10次千葉県廃棄物処理計画の策定について」となっております。なお、本計画の策定については、千葉県環境審議会運営規程第5条の規定により、環境審議会会長から当部会に付議がされております。

それでは、事務局から説明をお願ひいたします。まず、第10次千葉県廃棄物処理計画の策定の背景、また、千葉県における廃棄物処理の現状と課題の説明をお願ひいたします。

佐久間循環型社会推進課主幹 循環型社会推進課、佐久間でございます。

まず初めに、資料1を御覧ください。第10次千葉県廃棄物処理計画の策定の概要等について、簡単に御説明いたします。

計画策定の概要としまして、千葉県廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び

清掃に関する法律、以下、廃棄物処理法と言わせていただきますが、同法の第5条の5第1項の規定により、千葉県域内における廃棄物の減量化や適正な処理等に関して県が定めるものです。現計画は、令和2年度を目標年度とする第9次千葉県廃棄物処理計画、計画期間は平成28年度～令和2年度の5年間の計画となっておりますが、今年度末に終期を迎えます。そこで、今年度中に次期計画となる第10次計画を策定するものでございます。次期計画の計画期間は令和3年度～7年度までといたします。

次に、本環境審議会の廃棄物リサイクル部会における審議についてですが、参考資料の1、2、3をお手元に御用意ください。資料の順番が前後してしまっていますが、参考資料の2を御覧ください。廃棄物処理法等における根拠規定をお示ししております。廃棄物処理法第5条の5第3項には、都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法第43条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かなければならないとされております。本審議会は、環境基本法第43条第1項を設置根拠とする審議会となっておりますので、本件について意見をお聴きするというものでございます。

参考資料1は千葉県環境審議会運営規程でございます。本規程の第2条において所掌事務がございますが、第6号に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第3項の規定により、県が廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更する場合に、その諮問に応じ、意見を述べることとされているところでございます。

参考資料3を御覧ください。これは、令和2年10月6日付けで、千葉県知事から千葉県環境審議会あてに、千葉県廃棄物処理計画の策定について諮問させていただいた際の書面でございます。裏面には、10月15日付けで、千葉県環境審議会の会長から、廃棄物リサイクル部会の宮脇部会長あてに、本件の審議については廃棄物リサイクル部会に付議する旨の通知文の写しとなっております。

以上により、廃棄物リサイクル部会の委員の皆様には、千葉県廃棄物処理計画の策定について、御審議いただくこととなります。

次に、計画策定までのスケジュールについて御説明いたします。資料1に、お戻りください。本日、第1回目の部会となりますが、第10次廃棄物処理計画の骨子案について御審議いただきます。2回目は、12月18日を予定しております。2回目では、廃棄物処理計画の素案を御審議いただきます。素案というのは、限りなく最終版に近い形のものとなります。素案について御審議をいただきましたら、12月下旬から1月下旬までの1か月程度、パブリックコメントを実施したいと考えております。パブリックコメントでは、様々な

御意見等があると思いますので、それら意見等を踏まえまして、必要に応じ素案の修正等を行い、最終案を作成いたします。最終案については、3月9日に開催する3回目の部会で御審議いただきます。御了解をいただきましたら、答申等の手続きを経た後に、3月中旬を目途に公表したいと考えております。

最後に、その他の事項について御説明いたします。第10次の廃棄物処理計画については、食品ロスの削減の推進に関する法律第12条で規定する、都道府県食品ロス削減推進計画として位置付けることと考えております。参考資料4を御覧ください。食品ロス削減推進計画に関する根拠法令等となります。同法第12条第1項の規定では、「都道府県は、基本方針を踏まえ、当該都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」とされております。また、資料の中段になりますが、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の抜粋になりますが、その他食品ロスの推進に関する重要事項で、地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画について触れております。その中で、食品ロス削減推進計画の策定に当たって留意すべき事項として、「イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物処理計画又は一般廃棄物処理計画との整合性を図り、当該計画の中に食品ロスの削減の取組を位置付けることも考えられること」と明記されております。また、資料の後段になりますが、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の中でも、「計画の策定については、新たな計画策定のみならず、廃棄物処理計画等の既存の計画等の中に位置づけることも含め、各地方公共団体において柔軟に御対応いただき、食品ロスの削減に向けた取組を推進していただきたいと考えております。」と国からの通知で示されております。このような通知等を踏まえまして、今回策定する廃棄物処理計画の中に、食品ロス対策に係る取組等も盛り込みながら、千葉県食品ロス削減推進計画としても位置付けたいと考えております。

また、平成31年3月29日付け環循適発第1903293号「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)」で示された「ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画」としても位置付けたいと考えております。この通知については参考資料5となります。少々長い通知でございますので、概要をお話させていただきますと、「将来的に人口減少が進んで行くこと」や「老朽化した施設の維持管理や更新コストの増大」、「地域における廃棄物処理の非効率化等への懸念」などから、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべきである」といった国の見解が示されたものでございます。そのような流れの中で、「都道府県においては、市町村と連携し、広域化・集約化に係る

計画を策定し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進されたい」とする内容が記述されてございます。2ページ目の後半からとなりますが、広域化・集約化の必要性として、持続可能な適正処理の確保、気候変動対策の推進、廃棄物の資源化・バイオマス利活用推進、災害対策の強化、地域への新たな価値の創出といった観点が広域化・集約化の必要性として示されてございます。本通知の7ページを御覧ください。留意事項がございました。(1)にありますように、「廃棄物処理法第5条の5に基づく都道府県廃棄物処理計画の中に、上記と同等の内容が含まれる場合、上記の内容というのは6ページに記載されている項目等のことを指しておりますが、計画期間やブロック区割りといった項目が含まれている場合は、広域化・集約化計画が策定されているものとみなすことができる」とされております。このような通知を踏まえ、今回策定する廃棄物処理計画の中に盛り込む形で、広域化・集約化計画として位置付けることとしたいと考えております。資料1についての説明は以上です。

次に、資料2について御説明いたします。右上に、「資料2ー参考」と書かれた資料がございました。こちらはデータを主にまとめたものでございますので、あわせてお聞きいただければと思います。

資料2でございますが、千葉県における廃棄物処理の現状と課題というものでございます。まず、一般廃棄物について御説明いたしますが、廃棄物処理法上は、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物と定義しております。事業活動から排出される廃棄物の中にも、一部、一般廃棄物として扱われるものがございますが、主に、家庭から排出される廃棄物とお考えいただければと思います。資料2の1の(1)、計画目標の達成状況と課題ですが、現計画は、平成25年度を基準に、令和2年度までにどの水準までにするかといった計画目標値を定めており、一般廃棄物については4つの項目を目標値として定めております。総排出量は、令和2年度までに196万t以下に、1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は500g以下に、再生利用率は30%以上に、最終処分量は13万t以下に、といった目標となっております。

表の下の①については、総排出量について記述しております。総排出量は、基準年であります平成25年度と比べますと、目標値に向けて減少しているところでございます。資料2ー参考の1ページの①のグラフでございますが、ごみ排出量の推移となっております。棒グラフが排出量の推移でございますが、年々減少しているというのがグラフからも分かると思います。このように目標値に向け減少しているところでございますが、昨今のコロナ渦における生活様式の変化等から、ごみの排出状況にも大きな変化があるのではないかと考えております。このため、現時点で、令和2年度の目標値達成の見込みを判断することは困難な状況であると考えております。しかしながら、コロナ渦において廃棄

物が増加しているといったことが、市町村等からも聞いておりますので、目標達成は少々難しいのではないかと考えております。そのため、達成見込みは「△」という形で評価させていただいております。総排出量の課題としましては、減少傾向が続いているものの、家庭や飲食店から排出される食品の食べ残しや、事業所から排出される紙ごみなど、排出削減の余地があることから、さらなる排出抑制等の取組が必要であると整理しているところでございます。

②は、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量でございますが、基準年である平成25年度と比べると、目標値に向けて減少しているところでございます。資料2－参考の1ページの②のグラフでございますが、こちらが、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量のグラフとなっております。年々減少していることが分かります。四角のマークが千葉県でございますが、全国よりも低い水準の中でも減少しているのが分かります。これにつきましても、目標値に向けまして、減少している状況でございますが、先ほど同様に、コロナ渦における生活様式の変化等からごみの排出状況にも大きな変化が考えられます。そういった中で現時点で目標値の達成見込みを判断することは難しいと考えておりますが、先程同様に、廃棄物が増えているという状況の中で目標値の達成は難しいと考えているところでございます。課題としては、家庭のごみを減らすためには、2Rの排出抑制とリユースの徹底を図るとともに、可燃ごみ等に混入している資源化可能なものを適切に分別することが重要です。分別の担い手である県民の意識向上に向け、情報提供や啓発等の強化が必要であると整理させていただいております。

次に2ページの③として、再生利用率、いわゆるリサイクル率のコメントでございます。リサイクル率につきましては、近年横ばいで推移している状況でございます。目標値である30%以上は少々難しい状況であると思っております。資料2－参考ですと、3ページの④再生利用率の推移のグラフがございます。千葉県と全国のグラフを比較しますと、丸マーク、上側の折れ線が千葉県のデータとなりますが、22%くらいの横ばいでの推移の状況となっております。リサイクル率の課題につきましては、排出されるごみの中には、紙類、布類、プラスチック製容器包装などの資源化可能なものがまだ含まれていることから、家庭や事業者における分別排出の徹底が不可欠となっております。また、各市町村においては、剪定枝等の新たな資源化品目の回収についても研究・検討が必要であるということで、課題として整理させていただいております。

④でございますが、最終処分場についてのコメントでございます。最終処分場は基準年であります平成25年度と比べますと、目標値に向けて減少はしている状況でございます。しかしながら、先ほど同様に、コロナ渦における生活

様式の変化等からごみの排出状況にも大きな変化が考えられる中で、令和2年度の目標値の達成の見込みを判断することは困難であると考えております。ただし、先ほど同様、廃棄物が増えるという状況がございますので、目標の達成は困難となる可能性が高い状況でございます。課題につきましては、最終処分量の多くを占める焼却残さは、エコセメント化施設の稼働停止以降、一時増加したものの近年は減少傾向になってございます。しかしながら、最終処分場の残余年数が限られる中、新たな最終処分場を設置することが困難であること、県外での埋立処分量も約45%前後で推移している状況などから、引き続き最終処分量の削減に向けた取組が必要であると整理させていただいております。

目標値以外のその他の課題として、(2)で整理させていただいております。近年、全国的に風水害等の災害が頻発しており、発災時の迅速な対応の実現に向け、各市町村における災害廃棄物処理計画の策定、特に仮置場の確保や体制の構築等を進める必要があると考えております。二番目に、新たな不法投棄量は減少傾向にありますが、廃家電等の不法投棄やいわゆるポイ捨てによるごみの散乱などが、依然として発生している状況でございます。三番目としまして、太陽光パネルなど、各市町村等が保有するごみ処理施設で処理できないもの、処理困難物については、不法投棄に繋がる恐れもある中で、適正処理ルートの確保が必要であります。四番目として、高齢化が進む中、ごみ出しや分別が困難な世帯もさらに増加すると考えられるため、地域や関係機関と連携した対策の検討が必要ではないかと考えております。五番目としまして、ごみ処理施設・し尿処理施設の老朽化が進んでおり、施設の長寿命化や更新の検討も必要であるという形で、その他の課題として整理させていただいております。

次に、産業廃棄物の関係でございます。3ページからになりますが、こちらにつきましても、目標値を設定しているところでございます。産業廃棄物につきましては、3つの項目を定めております。①に総排出量についてコメントしておりますが、総排出量は平成30年度において目標値を下回っており、目標を達成できる見込みである。課題としましては、総排出量は減少傾向にありますが、景気の動向などにより増加に転じる可能性があることから、今後事業者に対し、排出抑制を促進していく必要があると考えてございます。

次に再生利用率でございますが、平成25年度55.9%で、令和2年度の目標は61%以上で設定させていただいておりますが、再生利用率につきましては、近年横ばいで推移している状況でございます。目標達成については少々難しい状況にあると考えております。課題としましては、最終処分量が多い汚泥や混合廃棄物などは再資源化の余地があると考えられますので、一層の再資源化を促進する必要があると課題を整理させていただいております。

次に最終処分量でございますが、最終処分量につきましては、平成30年度

時点で29.4万トンということで、目標値は既に下回っている水準まで下がってきておりますので、目標は達成できる見込みであります。ただ課題としましては、最終処分場の残余年数が限られている中で、新たな最終処分場を設置することが困難であることも踏まえ、さらなる排出抑制及び資源化の促進を図る必要があると、課題を整理させていただいております。

その他の課題としまして、2点挙げております。一つ目は、PCB廃棄物については、自然環境や生活環境への影響が大きいことから、法律に基づき定められた処理期限内に適正な処分を行うこととされており、保有情報の把握と早期の適正処分の促進に向けて取り組む必要があると整理しております。資料2－参考の12ページを御覧いただきたいと思いますが、高濃度と低濃度と濃度不明の3つの区分で、それぞれの廃棄物の種類ごとにデータをまとめたものでございます。保管しているものについては、適正処理を進めていくというものでございます。次に不法投棄の件数でございますが、不法投棄の件数につきましては、横ばいで推移しております。今後対応が必要が大規模な不法投棄も残存しております。未然防止に向けた対策が必要であると整理してございます。不法投棄の状況については、資料2－参考の11ページにグラフがございまして、折れ線グラフが発生量、棒グラフが発生件数で整理しております。平成30年度に大きい不法投棄が判明した関係で大きく折れ線グラフが上がっておりますが、発生件数としましては、棒グラフにありますように横ばいで推移している状況でございます。10年ほど前のデータを載せてございますが、その当時に比べますと半減以下の水準になってございます。資料2でございまして、一般廃棄物の現況や産業廃棄物の現状等、また、それにあわせて課題については以上でございます。

次に資料3について説明させていただきたいと思っております。資料3につきましては、市町村へのアンケートやヒアリングの結果を記載してございます。県内の市町村や一部事務組合を対象としまして、各市町の一般廃棄物処理計画の基づく施策の取組状況を把握するため、令和2年6月にアンケートを実施いたしました。そのうち、家庭系ごみ排出量やリサイクルが良好な9市町を対象に8月にヒアリングを実施いたしました。そういった中で、意見をまとめたものが資料3でございまして、一番目でございますが、各市町村の主な取組や工夫ということで何点か記載しております。最も多い施策については、生ごみ処理ということで、水切り、堆肥化機器等購入費補助制度を設けているというもので、次いで紙類の資源化対策ということで、雑紙の回収や拠点回収といったものを取組んでおります。また、食品ロス対策として、ごみ組成調査の実施や事業系食品ロス削減に向けた啓発が実施されている、という意見がございました。特徴的な取組としましては、資源化品目を拡大するということが挙げられており

ます。剪定枝、プラスチック製品、紙おむつ、シュレッダーといったものを資源化品目として挙げている自治体がありました。また、指定ごみ袋へ民間企業の広告の掲載をしている自治体もありました。それは財源確保という話もありますが、そういった特徴的な取組を実施している自治体もあります。

次に、市町村が抱える課題ということでまとめてございます。一つ目でございますが、普及啓発に関する課題ということでございますが、プラスチック製容器包装や紙製容器包装・雑紙の対象品等に対する認知度が低く、不適物の周知徹底が難しいという意見がありました。これは容り法の分類がうまく伝わっていない部分もあったりして、分別ができていないという意見がありました。また、再資源化・最終処分に関する課題としまして、「市民の分別の負担が増加してしまう」ですとか、収集や再資源化の工程にコストがかかるうえ、施設建設費も高騰している、資源化先がなく資源としての分別回収が難しい、汚れがひどく中間処理工程が劣悪となっている、という意見がありました。また、適正処理・処理困難物に関する課題としましては、物干し台のブロックですとか、クリーンセンターでは処理できない廃棄物の処分先の確保が困難であり、不法投棄につながる恐れがあるという意見や、充電式の電池やリチウムイオン電池が混入することで爆発や火災等の事故の危険性がある、という意見がありました。次に、ごみ有料化に関する課題としましては、各家庭への経済的な負担が増えるため慎重に検討する必要があるという意見ですとか、住民に対する必要性の説明や理解を得るのに時間がかかるという意見がありました。新たな課題としまして、高齢化の進展に伴い福祉部門と連携したごみ出し支援等の対策が必要であるという意見ですとか、古布類等のリサイクル市場における価格変動、新型コロナウイルス感染症の影響で、流通が停滞してしまったという話もありました。また、最後になりますけれども、太陽光パネルの処理先の確保といったことも課題としている自治体もありました。以上が市町村のアンケートとヒアリングの結果でございました。また、まだ廃棄物処理業者の皆様ですとか、ヒアリングができておりませんでしたので、今後、実施したうえで、報告させていただきたいと思っております。前半部分としまして、資料3までの説明は以上となります。

宮脇部会長 ありがとうございます。ただいま、計画策定の位置付けですとか、千葉県の廃棄物処理等の現状、市町村アンケートの概要について御紹介いただきました。ただ今頂いた内容について、質問コメントなどございましたらお願いいたします。特に順番は問いませんので、資料1、2、3の内容について御意見がございましたらよろしくお願いたします。

大川委員 資料2の2ページになりますが、その他の課題のところ、ごみ処理施設とし尿処理施設の老朽化が進んでいるとありますが、何か所位の老朽化が考えられるのでしょうか。もう一点が資料2-参考の11ページになりますが、不法投棄の発生量が平成30年度に増えているとありますが、どういった内容だったのか概略を教えてくださいと思います。

佐久間循環型社会推進課主幹 まずはじめに、施設の老朽化の質問でございますが、データがたくさんあったものですから、説明を一部省略してしまい申し訳ございませんでした。資料2-参考の6ページを御覧ください。②の表でございますが、ここにごみ処理施設の稼働年数の状況を整理してございます。市町村が設置しておりますごみ処理施設を3つの区分に分けてございますけれども、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設ということで整理してございますが、一番右側のR7、令和7年度でございますが、仮に令和7年度まで現在の施設を稼働した場合にどんな状況になるかですけれども、ごみ焼却施設については、現在41施設ございます。令和7年度になったときに15年経過する施設は39施設、というデータになってございます。同様に、粗大ごみ処理施設につきましても、現在24施設ありますが、令和7年度になりますと23施設になり、資源化等を行う施設は、令和7年度に15年経過する施設は17施設になってしまうことで、総施設数83のうち79施設、ほぼ95%の施設が老朽化を迎える状況にあることが現在把握しているところでございます。

廃棄物の不法投棄の状況につきましては、廃棄物指導課に、お答えいただきます。

木村廃棄物指導課主幹 廃棄物指導課でございます。よろしくお願いたします。平成30年度に発生した不法投棄の中で発生量が大きく増加した要因ですが、近年は小規模な事案が発生しておりましたが、30年度は大規模な事案が2件県内で判明したことが要因となっております。大規模な事案は、1件5,000トン以上の事案として整理しておりますが、県内におきまして建設系の混合廃棄物の不法投棄が2件ございまして、件数的には、例年同様に横ばい状況ではありますが、大規模な事例が2件発生したことで、発生量が大きく増加してしまったとなっております。以上です。

大川委員 ありがとうございます。まず、ごみ処理施設が15年以上経過している割合は95.2%であるということで理解しました。また、平成30年度の5,000トン以上の大きな不法投棄を今後どのようにに対応していくのかという、次の

第10次計画にあたっての解釈も一緒に考えていかなければならないのかなと感じました。

宮脇部会長 大川委員ありがとうございました。引き続きどなたか御意見はありませんでしょうか。

香村委員 送られた資料に前もって目を通しました。3点質問がございます。1点目は、1ページの下の方に書いてある2Rについて、排出抑制とリユース、県はこの5年間で具体的にはどのようなことを推進、実施してきた点について教えてください。2点目は、一廃も産廃もどちらも再生利用率が伸びていなく、達成が不可能と書いてあり、どこがネックとなっているのか分析をされているのか、また、再生利用率の算出方法はまとめて書いてありますけれども、紙、布、プラスチック個別に行っていると思います。その平均値をここで示しているのでしょうか。どのような品目が達成率が良くて、どのような品目が達成率が悪いのか、だからこういうことをしなければいけないという個々の検討が必要となってくると考えますが、その点について教えてください。もう一点は、不法投棄の件で、今から10年20年前は、硫酸ピッチや有害物質を含む処理残渣の不法投棄が千葉県内で非常に多かったと思いますが、今の現状はどうなっているのか、その3点について教えてください。

佐久間循環型社会推進課主幹 一番目の質問について、もう一度よろしいでしょうか。

香村委員 1ページ目の2R、排出抑制とリユースに関して、県ではこの5年間具体的にはどのようなことを推進して、または実施しているのか、具体的な策を教えてください。

佐久間循環型社会推進課主幹 最初に、リサイクル率の関係を私の方からお答えさせていただきます。まず、リサイクルの率がなかなか上昇せずに横ばいになっている点についてですが、資料2-参考の3ページの真ん中のグラフにありますとおり、横ばいの状況が続いております。伸びない原因は、なかなか難しいところがあるのですが、リサイクル率を上げるということは、分別を徹底し、回収していくことと、回収したものをいかに資源化するのか、受け皿となる資源化するような施設をどう整備していくことで、リサイクル率を上げていけると思っているのですが、現在、市町村において違いはありますが、分別のルールは市町村で決めてやっており、市町村において資源化の施設を設置し、

資源化している施設もあれば、また、民間施設を活用しながら資源化をしたりと、そういうようなことで再資源化をしている訳ですけれども、そういった分別のルールですとか、資源化する施設のハード的な部分といったものがある種定着をしている、良くも悪くも安定してきているという中で、現在の22%くらいのリサイクル率が続いていると考えております。そのため、今後、リサイクル率を大きく上げていくとなりますと、そういう分別のルールや処理方法、現在、廃棄物処理の発生する廃棄物の8割くらいが焼却するような形となっておりますので、そういった処理自体ですとか、施設の状況を大きく舵を切らないと、なかなか大きくリサイクル率が上がっていかないと思っております。

ただ、なかなか処理体制的なものを大きく舵を切っていくには、コスト的な問題や、また分別作業で市民の皆様にご負担を掛けたりということで、そういった理解を得ていかなければいけないという中で、色々な難しさや課題があります。そういった中で、依然と焼却処理されているもののなかには、紙ごみなど資源化できるものが含まれることが分かっておりますので、そういったところから資源化を進めていく余地のあるところから、進めていくしかないと考えているところがございます。各品目ごと、ということでございますが、紙ごみやプラスチックごみ、様々な品目ごとにデータを把握しております。年間どれくらいの量が資源化に回ったか、各市町村ごとにどれくらい資源化したかデータはございますが、各品目ごとで何%くらいの率になったのか整理しきれない部分がございますので、お時間をいただいて報告できれば報告したいと思っております。

香村委員 わかりました。ここに出ている数値は、総ごみ量に対してリサイクルに回したごみ量の比率を書いているということですね。

佐久間循環型社会推進課主幹 そうなります。ごみの総排出量に対して、資源化したものの総量を計算した数字となったものが、22.4%となっております。

木村廃棄物指導課主幹 廃棄物指導課でございます。硫酸ピッチなどの発生状況について御質問いただいたところですが、平成15年頃硫酸ピッチの不適正な処理、不法投棄ですとか、不適正処理が発生しておりましたけれども、近年は、硫酸ピッチや他の有害性のある有害物質などの不法投棄の発生は確認されておられません。過去に行われた現場について、環境に影響を著しく与える事案につきましては、その時点で行政代執行などによりまして対応しております。現在も硫酸ピッチに限らず、不適正な処理に対しては、私どものほうで法に基づいて適正に処分・撤去するように指導を継続してございます。

久保田循環型社会推進課班長 循環型社会推進課でございます。最初の御質問の2 Rの徹底というところで、具体的にどのような取組を県として展開しているか、という御質問についてお答えいたします。

家庭ごみを減らすということで、県民一人ひとりが環境への負荷の低減に配慮して物を大切にするために、ライフスタイルの転換を図ることが非常に重要であると考えており、県民がリサイクルを含めて3 Rの推進に対する理解を深めて、具体的な取組を実践していけるように、市町村や事業者等と連携をして、普及啓発等を実施しているところです。特に、排出抑制とリユースの2 Rについて重点的に推進しているところです。具体的には、誰でもすぐ簡単に実践できるということで、ちばエコスタイルというものを10年前ほどから掲げており、こちらの普及拡大を図るということで様々な啓発活動を展開しております。特に10月が3 Rの推進月間に当たりますが、ポスターやリーフレットを、今年はコロナの関係でイベントはできておりませんが、市町村に配布して、市民や県民に啓発が行き届くような努力をしているということと、また、県民だより等により、周知を図っているところです。ちばエコスタイルを具体的に申し上げますと、大きく3つの取組がございます。「ちばレジ袋削減エコスタイル」では、レジ袋を辞退する県民の方をちばレジエコサポーターとして登録してレジ袋の削減に取り組んでおります。また、「ちば食べきりエコスタイル」では、小盛メニューや持ち帰り容器の提供を行う事業者を協力事業者として登録する取組を進めております。また、「ちばマイボトルマイカップ推進エコスタイル」では、マイボトルに飲料を提供する事業者の協力によりまして、使い捨て容器の提供を減らす取組を展開しているところです。以上になります。

宮脇部会長 ありがとうございます。3点御回答いただいたかと思えます。ほかにいかがでしょうか。

桑波田委員 勉強不足で申し訳ございません。去年台風の災害がありましたが、かなりの廃棄物が発生したと思いますが、一般廃棄物や産業廃棄物は令和2年度の数値には反映されていないとのことでよろしいのでしょうか。数値的には2年前の数値が最新の数値になるとの記憶がありますので、達成見込みの評価は「△」で良いとは思いますが、ここには入っていないとのことでよろしいでしょうか。

佐久間循環型社会推進課主幹 災害廃棄物の処理量は、この数字には計上されません。また、委員ご指摘のとおり、データがまとまるのに若干時間がかかると

ということがありますので、最新のものは平成30年度でございますが、いずれにしても2年後には令和2年度のデータがまとまりますが、災害廃棄物の要素はこの中ではカウントしません。

桑波田委員 災害廃棄物のデータが出るときには、災害廃棄物は別の項目になると理解してよろしいでしょうか。

佐久間循環型社会推進課主幹 そういう形で、とりまとめる予定です。

桑波田委員 わかりました。もう一つは、コロナ禍もあり、レジ袋の削減という、これは計画の中の施策ですけれども、かなり意識が県民の中でも私たちの中でも、でてきたと思いますので、次期の計画では、それを反映していけばよいと思いました。

宮脇部会長 ありがとうございます。大変貴重な御意見、参考にさせていただければと思います。それでは、その他いかがでしょうか。

岡山委員 ありがとうございます。質問させてください。資料2－参考のグラフですが、(1)①の総排出量の意味を、次の④を見ていたら、事業系一廃と家庭系一廃の合算になることはわかりましたが、説明では、この中には資源物が入っていないということだったのですが、資源収集量まで合わせた総排出量という意味で考えた時には、3ページの③の再生利用量ですので、どちらかということ⑤の容り法に基づく分別収集の実績の方なのかな、と勝手に読んでいるのですが、要は、③の内訳と見たときに、直接資源化量は、例えば容り法に基づく資源収集あるいは行政収集であるのかなというところと、それから集団回収量もあるのですが、これも行政収集の一環で直接資源に回されるものであると思うのですが、この直接資源化量が行政収集の資源率であるとするのならば、合算したものが、ごみ量と資源量で総排出量になると思っていますが、その推移を頭の中で計算しながら見ていくと、それ自体も微減している傾向になるという理解でよろしいでしょうか、ということの確認です。

佐久間循環型社会推進課主幹 そのとおりでございます。資源化量については、3ページの③の棒グラフで、直接資源化量は行政回収の中で、容り法も含めたものでございます。あとは集団回収は両方合わせたものを資源化量としております。細かい話をしますと、焼却した後の残渣が燃え殻として出たりしますが、そういったものをセメント原料として活用した場合も、資源化量としてカウ

トされますので、平成30年度の棒グラフを足し上げた46万トンは資源化されたものの総量となるということでございます。ですので、平成30年の206万トンの総排出量の中には、集団回収も含めたものでございますので、206万トンを分母として、46万トンを分子とすると22%くらいの再生利用率になるということです。

岡山委員 最後のところですが、206万トンの中には、46万トンは入っておりますか。

佐久間循環型社会推進課主幹 総排出量でございますので、入っております。

岡山委員 入っているんですね。そうすると、少し変わってきておりまして、消費者と一般市民がごみを出すときに分別するか、しないかということで、市民の分別率を測るのですが、その中には、焼却施設からのスチールとか分別されるもの、あるいは破砕工場からの資源物とかが入ってしまっているの、これは市民の努力によるものではないじゃないですか。ある意味、二重カウントになってしまっている。焼却した、測ったところから出てくることになるので、総排出量の中に、資源化施設あるいは焼却施設から、破砕工場や焼却工場から入った資源物を含めない方がよいのではないかと思うわけです。

佐久間循環型社会推進課主幹 少々お待ちください。

宮脇部会長 よくある項目ですね。

佐久間循環型社会推進課主幹 行き違っておりました。総排出量206万トンには、焼却施設からの資源化量や焼却以外の中間処理施設からの資源化量は含まれません。

岡山委員 9万2千トンと13万8千トンは、排出量としては含まれている。そうすると、可燃物から出てくる資源物、技術的などは年々上がっていくのですが、集団回収量は年々下がってきており、そういったところが悩みなのかなと思っております。ありがとうございます。

宮脇部会長 ありがとうございます。リサイクル率や再生利用率とか、いろいろ分母や分子の関係が複雑でして、よくエコセメント関係をやられていると焼却灰のリサイクルの分を足し合わせて、乗っけて計算するところもありますので、

そういう意味では、千葉県では統一的な方法の紹介があったところです。その他いかがでしょうか。資料2に誤植があったと思いますが、資料2の3ページの産業廃棄物の表中の令和2年目標年度の再生利用率は『以上』だと思いますので、委員の皆様、直していただければと思います。

その他いかがでしょうか。

岡山委員 追加でよろしいでしょうか。22.4%の再生利用率というのは、中間処理施設からの資源化量も含まれているわけですね。

佐久間循環型社会推進課主幹 はい。

岡山委員 わかりました。

宮脇部会長 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

香村委員 県の方針をお聞きしたいのですが、資料2－参考の4ページの一番下にある、県外への処分は、県としては、抑制する方向を考えていらっしゃるのか、それとも、維持する方向、又は県内処分ではなく県外へ持っていく方向を考えているのか、その点について教えてください。

強口循環型社会推進課資源循環企画室長 今のところ、市町村の最終処分の行き先については、県内優先とか、県外ですとか、県では誘導というか、目標は立てておりません。あくまで市町村にお任せしている状態です。

宮脇部会長 はい、ありがとうございます。ただいまの御意見も必要性が高くなれば、この後の議題で提案いただければと思います。その他いかがでしょうか。

岡山委員 6ページの②の施設ですけれども、し尿処理施設が含まれていないと思いますが、し尿処理施設を含めると、もう少し逼迫具合が上がるのではないかと考えております。分かれば教えていただきたいのが一つと、7ページの災害廃棄物ですが、災害廃棄物処理計画の策定状況について54市町村のうち元年度末で24市町村ですが、今年度中の策定数が24からどのくらい上がるのか、もしお分かりでしたら教えてください。

佐久間循環型社会推進課主幹 し尿処理施設の関係の御質問でございますが、先ほ

ど説明を省略してしまい申し訳なかったのですが、資料の8ページの一番下に④し尿処理施設の稼働年数の状況をまとめたものがございます。先ほどの例のように、令和7年度で見えますと、現在38の施設がありますが、15年経過する施設が36となり、約95%近くまで進むというような状況で把握しているところがございます。災害廃棄物の関係についてはお待ちください。

強口循環型社会推進課資源循環企画室長 正確な資料が手元にはないのですが、少なくとも、今年度、6の市町村では環境省のモデル事業を実施しておりますので年度内の策定と考えております。その他の市町村につきましても、策定状況を把握しております。最低限、仮置場の場所の選定など、残り市町村については、職員を派遣してでも作ることを考えておりますので、目標としていますのは、年度末までに全市町村で策定と考えておりますが、今のところお約束できる状況ではありません。

岡山委員 ありがとうございます。

宮脇部会長 ありがとうございます。本題にまだ入ってなく、質問がありましたら、事務局の方に問合せいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、先に進めさせていただきますが、処理計画の策定の内容について、骨子案の説明をお願いいたします。

佐久間循環型社会推進課主幹 それでは、資料4を御用意いただければと思います。資料4に次の計画の骨子案というものを用意させていただきました。こちらを御審議いただいて、御了解いただければ、これに肉付けをしながら素案を作っていく形となると思います。骨子案でございますので、また、今日、御意見をいただくとお思います。そういった御意見を踏まえまして、柔軟に見直しをすることを考えております。

まず今の段階で考えているのは、第1章で計画の基本的な事項を整理したものを書き込んでいく、と考えております。第1節の中には、計画改定の背景ということで、本県の廃棄物の排出量は減少傾向にある、一方で、再生利用率は伸び悩んでいたりですとか、不法投棄や廃棄物処理施設の老朽化等の課題に引き続き対応していく必要があるですとか、人口減少や少子高齢化社会等に対応した廃棄物処理体制の確立が求められていること、食品ロスの削減や廃プラスチックへの対応、廃棄物エネルギーの活用や災害廃棄物の迅速な処理など新たな課題への対応が必要といったことを書き込んでいきたいと考えております。第2節では、策定の方針を書きたいと考えております。廃棄物処理

の現状と課題ですとか、前計画の進捗状況を踏まえつつ、千葉県総合計画及び千葉県環境基本計画を具体化する個別計画として、国の第4次循環型社会形成推進基本計画との整合を図り、策定するといった内容を書き込んでいきます。第3節では、計画の位置付けや計画期間を明確にしていきたいと思っております。骨子でございますので、あまり細かいことは書いてはおりませんが、この計画は廃棄物処理法の法定計画であることですとか、県全体の廃棄物に関する施策の基本方針を示すとともに、県の総合計画及び環境基本計画を上位計画とした、個別計画として位置付けますことですとか、冒頭でもお話ししましたように、食品ロスの「都道府県食品ロス削減推進計画」としても位置付けるということ、また、ごみ処理広域化・集約化計画としても位置付けますということ、ここで書き落としていきたいと思っております。絵が描いてございますけれども、廃棄物処理計画を真ん中に置きまして、国の方針ですとか、計画といったものを整合を図りながら、左の県の総合計画や千葉県環境基本計画を具体化していくもの、また、各市町村でも策定しております一般廃棄物基本計画もございますので、そういったものと協調を図るというもの、また、県でも様々な計画を策定しておりますので、そういったものと連携を図りながらこの処理計画を作っていくことを示しております。2ページ目にいきまして、計画期間でございますが、冒頭でもお話ししましたように令和3年度を初年度としまして、令和7年度を目標とする5か年計画でございます。第4節としまして、計画の対象とする廃棄物を明確化したいと思っております。対象とする廃棄物は、廃棄物処理法で規定しております一般廃棄物と産業廃棄物とし、それぞれ、特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物を含んでおります。

第2章では、社会の動向について触れていきたいと思っております。第1節としまして、国外の動向を整理していくことを考えております。一つ目としては国連でのSDGsの採択というようなこと、地球規模での環境問題の深刻化に対し、2015年の国連総会で持続可能な開発のための2030アジェンダが採択され、2030年までに達成すべき持続可能な開発目標が示されたことですとか、海洋プラスチック等の廃プラスチック問題による環境汚染、中国や東南アジア等の輸入規制やプラスチックの不適正処理により、その多くが海に流入し、生態系を含めた海洋環境や観光・漁業への影響が懸念されているといった、国際的な国外の動向について書き込んでいきたいと考えております。第2節では国内の動向として整理していきたいと考えております。一つ目として、人口減少や高齢化社会の進展と地域の衰退といったと視点ですとか、二番目としましては、資源循環及び適正処理の担い手の確保、三番目としましては大量の食品ロスの問題、四番目としましては、安定的・効率的な施設整備及び運営、五番目としましては、大規模災害の頻発、六番目としましては、新型コロナウイルス感染

症による暮らしや事業活動への影響、最後七番目としまして、廃棄物に関連する法令の改正状況を整理して、書き落としていきたいと考えております。

第3章でございますが、第3章では、県の廃棄物処理の現状ということを整理していくつもりでございます。先ほど資料2で整理した内容になるかと思っております。一般廃棄物、産業廃棄物のごみの排出量ですとか、施設の整備状況等をグラフや表を用いて書き落としていきたいと考えております。第3節の中で、計画目標の進捗状況ということで、第9次計画に掲げる目標値に対する達成見込みの状況を書きたいと考えております。そういった中で、背景的なものや社会の動向ですとか、現在の千葉県の状況等を踏まえた中で、県が取り組むべき課題を整理したものが第4章でございます。現在、10の項目を県が取り組むべき課題として整理してございます。下線部分については、重点的に取り組んでいきたいと考えてございますが、一つ目としましては、県民、事業者と連携した3Rの推進、二つ目としまして、食品ロスの削減の推進、三番目として、プラスチック等資源の循環利用、四番目として持続可能な適正処理の確保、五番目として高齢化社会への対応、六番目として、不法投棄防止の未然防止、PCB廃棄物の適正処理の推進、廃棄物エネルギー活用推進、ごみ処理広域化・集約化の推進、災害廃棄物処理体制の強化、といった10項目に取り組むべき課題として考えているところでございます。

そういった課題を整理した中で、第5章として、本計画の基本方針と目標というものについて決めたいと考えております。基本方針として、3つの方針を考えてございます。一つが、みんなで作る持続可能な循環型社会の実現、持続可能な循環型社会の構築を目指し、県民、事業者、国、県、市町村等の各主体が取組を進めるとともに、相互に連携し、さらなる廃棄物の排出抑制と資源の適正な循環利用を推進していくものが一つ目でございます。二つ目として、新たな課題への対応ということで、ごみの排出量の削減、不法投棄の防止といった従来からの問題に加え、食品ロスの削減、廃プラスチックへの対応等、新たな課題に対し実効性のある施策の展開を図るとしてまいります。三番目としまして、県民の安全・安心の確保としまして、近年頻発する自然災害に対し、

大量に発生する災害廃棄物の処理について、国や市町村等と連携し、迅速な対応が可能な体制を強化していくといった3つを本計画の基本方針として考えているところでございます。

第2節において、計画の目標を設定したいと思っております。今回は、平成30年度を基準年度としまして、令和7年度を目標年度とする数値目標を定めたいと考えております。目標値の設定にあたっては、国で示しております第4次循環型社会形成推進基本計画で示された目標値を基本として考えているところでございます。一般廃棄物と産業廃棄物、それぞれについて目標値を設定

したいと考えております。まず、一般廃棄物でございますが、第4次循環型社会形成推進基本計画を参考にしまして、今回4つの項目でございます。一つ目が排出量、二つ目が家庭系ごみ排出量、三番目が出口側の循環利用率と書いてございますが、第4次の計画からこのような形になりましたので、それに合わせた形になります。いわゆる、リサイクル率と同じようなものでございます。四番目として最終処分量となります。産業廃棄物については、同じように排出量、出口側の循環利用率、最終処分量の3つの項目で決めていきたいと思っております。令和7年度の目標値については、それぞれ数値を記載してございますが、数値の設定の考え方については、資料4－参考3をお手元に御用意いただければと思います。第10次廃棄物処理計画における目標値の設定ということですが、一番目、現計画における目標値、現計画は第9次でございますが、現在の計画の目標値を定める際に、前計画、第8次でございますが、第8次の目標達成の見込みや国の基本方針で示された目標値を参考にして定めた経緯がございます。次期計画の目標値の設定の考え方でございますけれども、国からの通知では、現在の基本方針の改正は行わず、令和2年以降については、第4次循環型社会形成推進基本計画等の目標を参考にして施策を進めること、と国の方から示されております。では、参考資料6を付けさせていただいているのですが、参考資料6に、国から各都道府県に通知された文書の写しでございます。中段にアンダーラインを引いておりますが、国の方は、基本方針の内容に大幅な変更の必要がないことから、令和2年度以降は国の基本方針は変更しません、と書かれているものでございます。また、令和2年度以降については、第4次循環型社会形成推進基本計画等の目標を参考にして施策を進めてまいりますと言っております。最後の方になりますけれども、都道府県廃棄物処理計画の改定を実施する際に参考となる数値目標については別紙を参考にしてください、ということで、別紙は裏面に付いてございます。様々な項目について国の方では、こういう数値を目標としていますとのことですので、これを参考にしてください、という主旨の通知がなされております。

そういったことを踏まえまして、千葉県で、次の計画の目標値を整理したものでございます。次のページのA3の表になっているものが、目標値の設定の考え方でございますが、一般廃棄物と産業廃棄物で上下に分けてございます。まず、一般廃棄物の排出量でございますけれども、国の方は令和7年度に約3,800万トンでございます。これは、平成30年度比で比べますと、約11%減に相当する水準でございます。これを参考にしまして、右側に考え方が書いてございますけれども、国の削減割合と同様に、平成30年度の実績の11%減である183万トン以下を目標にしたいと考えております。真ん中に平成30年度の実績値206万トンが書いてございますけれども、これの11%減相当とい

うことで183万トンと設定したいものでございます。次に、一人1日あたりの家庭系ごみ排出量でございますが、国の方では約440gと示されております。これも平成30年度比ですと13%減相当になるわけですが、千葉県の実績としましては、平成30年度で507gでございますので、約13%減相当ということで、これ計算しますと、441gという数値になるのですが、国と合わせまして440gということで設定させていただいております。そして再生利用率ですが、先ほど言いましたように、今回から出口側の循環利用率という言い方になってございます。欄外に書いてございますように、出口側の循環利用率の目標値は、再生利用率に代えて本計画で新しく設定するというので、同じ計算方法でございますので、出口側の循環利用率という言い方で設定させていただきます。国の方は約28%と書いておきまして、平成30年度比でいきますと約8ポイント分の増に相当する数字でございます。先ほどお話ししましたとおり、千葉県では平成30年度は22.4%でございましたので、8ポイント増の水準ということで、また、30%は従前からの設定している目標値でございますので、踏襲して30%で設定させていただきたいと思っております。最終処分量につきましても、国の基準でいきますと、約17%減相当となっております。そこで千葉県の実績の14.3万トンから、約17%減相当ということで、約12万トンで設定させていただきたいと思っております。産業廃棄物についてでございますが、排出量は、国の方は約3億9千万トンで設定してございます。平成30年度比で比べますと、増加を約3.8%に抑制という水準でございます。国の方は産廃については、増加するという推計してございまして、そういった中で3.8%抑制と書いているようです。そういった中で、千葉県では、約3.8%ということは採用は考えてございませぬ。と言いますと、現在、平成30年度は1,752万トン程度で推計しているのですが、その隣、予測値が書いてございます。将来推計をしたのですが、おそらく令和7年度は、現在の施策を継続した中でも1,690万トンと減少する方向に行くのではないかと推計しているところでございます。ですので、国の方は、抑制という形になっておりますけれども、千葉県の方は将来推計の1,690万トンから、さらにできるだけ減らしたい、可能な限り抑制するという考え方のもと、予測の1,690万トン为目标値として設定したいと考えております。出口側の循環利用率ですが、実は一般廃棄物と異なりまして、若干従前と計算方法が変わっております。欄外に書かせてもらっておりますが、従前の産廃の再生利用率については、排出量を分母にし、再生利用量を分子にして計算しているわけですが、今回計算方法を見直しされまして、従前の再生利用量に加えまして、金属くず、ガラ陶、鋳さい、ガレキ類の減量化量を加え、さらにそこから、動物のふん尿の直接再生利用量を引いたものを分子したうえで、計算するということ

になっております。これで計算しますと、千葉県の場合は、49.7%が平成30年度の実績になります。国の方は約38%に目標を設定しております、これは平成30年度比で言いますと、約2ポイント増の水準でございます。千葉県におきましても、現在の平成30年度の49.7%から2ポイント増の52%以上で設定したいと考えております。次に最終処分量でございますが、これも国の方は約7.4%増の抑制にするという形になっております。これも排出量同様に、千葉県では将来的には予測値として、現在の29.4万トンから28.4万トンに減少するのではないかと考えてございます。したがって、予測値以下になるように、できるだけ下げていく中で、目標値を28万トンと設定させていただいたところでございます。排出量等目標の設定の考え方は以上でございます。

資料4に戻っていきまして、5ページになります。第6章になりますが、目標値を設定した中で、展開する施策を書き落としていきたいと思っております。現在のところ、施策の体系の大きな柱として4つを考えております。一番目として3Rの推進、二番目として適正処理の推進、三番目として適正処理体制の整備、四番目として万全な災害廃棄物処理体制の構築の4つの大きな柱を考えております。それぞれの柱の中に、次の項目を何点か書き落としていくことを予定しております。そして、第2節の中で展開する施策を書いております。ここでは、目標達成に向けて、実効性のある施策メニューを記述していくということで、まずは例示として書いております。例えば、3Rの推進ですと食品ロスの削減、プラスチック使用量の削減・循環利用の促進、ごみ有料化の促進、分別排出の徹底、分別収集の促進といったメニューと、たくさん書き落としていくつもりでございます。適正処理の推進、適正処理体制の整備も同じようにメニューを盛り込んでいきます。施策のメニューにつきましては、2回目の審議会で素案という形でお示ししたいと考えております。

そして最後になりますけれども、第7章で計画の推進ということで、第1節で各主体の役割を明確にしておこうということで、県民、民間団体、排出事業者、排出処理業者、市町村、県の各主体が果たすべき役割を明確にしたいと思っております。第2節の進行管理としましては、マネジメントサイクル（PDCAサイクル）の考え方に基づいて進行管理を行いと考えております。参考4-資料1のA3版は、骨子を基に全体像を整理したものでございますので、同じ内容になっております。最初に計画の位置付けを整理し、二番目として社会の動向を整理し、三番目に県の現況を示し、そして、そういった中で県が取り組むべき課題を10項目書いてございます。そして基本方針を3つの基本方針を整理し、そして目標値を設定し、目標値に向けて、大きな4つの柱にぶら下がるそれぞれの施策を展開していく、といった全体像をお示ししたもので

ございます。参考資料で説明していない部分もございますが、これは、廃棄物処理法の関係の改正状況といったものもございますが、この場では説明を省略させていただきます。

先ほど申しましたように、この骨子を御審議いただきまして、御了解いただきましたら、これに肉付けをした形で素案を作っていきたいと思っております。御審議のほどよろしく願いいたします。

宮脇部会長 御説明ありがとうございました。今から質問意見を受け付けますが、会場の都合で12時に全員退室しなければならないとのことで、10分程度しか時間がございませんので、要点を絞って御発言いただければと思います。回答についても事務局の方で後日回答でお願いいたします。それでは、御意見、御質問などよろしく願いいたします。

山下委員 御説明ありがとうございます。質問と意見が混在して申し訳ございませんが、今回の構成を見させていただいた中で、第9次の計画の時と変わって、「第2章社会の動向」など入って、非常にわかりやすくなって良いかな、と私は思っております。この中で、現在の第9次と違って、計画の進捗状況が抜けているように思いますが、どこかに入る予定になっているのでしょうか。

佐久間循環型社会推進課主幹 第9次の進捗については、資料4の3ページの第3章がございまして、この第3節の中で、第9次の目標に対するコメントをしていきたいと、進捗を書きたいと考えております。

山下委員 わかりました。あとですね、第9次と異なるのは、現状と課題を分けたことについては、好みもあると思いますので私は良いかなと思います。現状を説明した中で、先ほど、委員の皆様から多くの質問があったので、どういう風に説明するか、というのはパブコメが多く来るかどうかに係るので、作成していく中で御配慮いただければと思います。あとですね、一番最初の本計画の位置付けの中の絵が分かりやすいのですが、今回非常に重要視している、ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化の推進がどこに入るのかがわからなかったもので、どこかに入れた方がよいのかなという風に思います。

宮脇部会長 ありがとうございます。他にお答えいただけるのであればお願いします。

佐久間循環型社会推進課主幹 広域化・集約化の部分については、5ページの下の中で、説明を先ほど省略してしまったのですが、適正処理体制の整備という項目の中で、廃棄物処理の広域化・集約化の促進を一つのメニューとして書く予定でございますので、そういった中で、示していきたいと考えております。

山下委員 この図の中には入れなくても良いのかを、検討していただければと思います。

佐久間循環型社会推進課主幹 はい。

宮脇部会長 ありがとうございます。岩楯委員どうぞ。

岩楯委員 岩楯でございます。今回の基本方針は、非常によく出来ていると思っております。その中で、プラスチック等の資源の循環利用は、非常に良いことだと思っておりますが、現実的にプラスチックは再生資源にしても、国内で使っている例は非常に少ない。現実には中国とか他のところに行っている。いくら作っても国内で使わなければ、業者はなくなってしまいますし、そのためには、県又は国が推進していく、使う、という文言が必要ではないかと思っております。また、災害廃棄物の話も入っていて、これも良い話だと思っておりますが、これも現実論としまして、やはり資料にも出ていましたが、最終処分場の逼迫、県外に出せばよいのかという議論もあると思っております。現実的に作りづらいことは事実でしょうけれども、そういうものを何かコメントとして入れたい方が、何かあった時にですね、別に最終処分場を推進しているわけではないですが、そういうものがないと将来的に厳しい状況が来るのではないかと考えております。以上でございます。

宮脇部会長 ありがとうございます。コメントとして受けてもらってよいでしょうか。何か回答があれば後日よろしく願いいたします。その他いかがでしょうか。

岡山委員 ありがとうございます。概ね状況としてはこの方向でよいと思っております。先ほどの入口ではなくて、あくまで出口でのリサイクル率の向上ということで30%以下と設定されております。今度、明確に出口という話ですので、機械的に技術的に、あるいは行政の方である程度資源化に向かわせることができることということがこの中に含まれている。それと、施設更新は結構明確にリンクしておりまして、一番技術的に重いところだとバイオマスですね、

廃棄物系は生ごみであるとか、あるいは食品ロスという言葉も出ておりますが、食品廃棄物、産廃でいえば下水汚泥というところもターゲットに置くと、そのリサイクル率が結構顕著に効いてきます。バイオマス利用の先ほどの資料と見ていますと、食品廃棄物の半分位は使われておりませんし、汚泥は本当に使われていない未利用が多いこともわかりました。これは一方では、バイオマスを処理できるような処理施設が不足しているということでもほかならない、再生利用事業者も少ない。そういう食り法の再生利用施設、再生利用事業者と、焼却は横においといて、下水汚泥、下水処理施設、し尿処理施設といったような施設は、最近ではメタン発酵施設に集約されることが非常に多くなっております。地理的な状況もあるので、事業者は手数料の問題もあるので簡単には入れられないですが、広域化の部分とエネルギー利用とバイオマス資源の活用促進というところは、セットにして進めていくという方針を、県としてもっていくのがよろしいのかなと思います。食品ロスだけは、一般市民あるいは事業者の個別の削減努力によるところですので、県としてなかなか言いにくい。一義的に言うなら市町村だろうと思います。難しいところですが、強く押していくことが大事かなと思います。

宮脇部会長 ありがとうございました。香村先生よろしくお願ひします。

香村委員 骨子案に異論はございませんけれども、これは素案が出来てからまた個々に検討することになると思います。少し考えるところをコメントしたいと思います。千葉県は特殊な地域だと思ひます。北西部は都市、北総は農業地域、市原・君津地域は工業・農業地域、南房総は漁業・農業地域と、場所によって住民、年齢、個人、社会環境と非常に特徴を持っているところですので。それに基づいて廃棄物処理計画が作られるのがよろしいのではないかと考へます。特に災害廃棄物は、津波、洪水の地域は限られてきますが、そこにおいては、廃棄物処理計画を立てるときに、水に濡れた廃棄物は非常に扱ひが難しくなります。ですから、そういうものも考へた上でやられるとよいのではないかと考へます。これは全体的な方向性を示すもので細かいところまでは書けないでしょうけれども、処理計画の他に、地域ごとに具体的なマニュアルとか、そういうものを出すようにしたらいかがでしょうか。そういうことを私は考へます。これはあくまでコメントです。

宮脇部会長 ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

桑波田委員 岡山委員がおっしゃった部分と被るのですけれど、5ページの展開する施策の3Rの推進、アンダーラインが入っているところが、今回計画で強めていくという風に理解したのですけれども、バイオマスは地域の千葉県を考えたときにも、やはり農業でもあり推進していくこともありますし、バイオマスの運用はかなり厳しいと個人的にわかるのですが、地域共生や循環が叫ばれていて、SDGsと繋がっていくときに、岡山委員がおっしゃった一緒に強めるのか、项目的に分けた方が仕事としてやりやすいのか、バイオマス資源の活用促進、お互いが協力してやっていくケーススタディができたと思います。環境学習で私もやってまして、温暖化につながるということで、自分の生ごみをたい肥化したりと地道にやっている県民もありますので、その規模ではなく、大きな仕組みも必要かなと思います。ここにアンダーラインがないのが寂しいかなと思います。

宮脇部会長 食品ロスにもつながっていきますので、関連付けて表現などしていければと思います。その他いかがでしょうか。

大川委員 大川です。様々な委員の方からバイオマスの件等含めてなんですけれども、第10次の策定にあたって、特にバイオマスの件に関しては先般の9次の部分を見ると、農村振興ですとか、畜産課、森林課ですとか、いわゆる農林部が協力しているわけじゃないですか。様々な部分で3Rを考えたときに、千葉市の事例も含めてなんですけど、いわゆる小さい子供の時から3Rを謳っていると考えます。先般の9次の50ページにも千葉市の3Rの啓発のコラムが載っていると思うのですが、ぜひとも教育委員会にも声を掛けるべきではないかなと考えます。つまりは、授業の一環で、将来の千葉県像を含めた形で教育委員会と一緒に取組んでいくと、お声を掛けてみたらと考えます。もちろん全庁あげての大切な業務だと思いますが、教育の部分にもリンクしてみたらどうかと思います。

宮脇部会長 ありがとうございます。県庁内のたくさんの部署が関わるといいますので、コメントを活かしてもらえればと思います。追加で御意見をいただく時間がなくなってしまいましたが、重要な事項は事務局まで御連絡をいただければと思います。また、御意見があると思います、出尽くしていない意見もあると思いますが、この辺で事務局に返させていただきます。今回たくさんの意見をいただいておりますので、事務局で対応していただくということと、それを反映して素案の作成の作業を進めていくということで、委員の皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

宮脇部会長 それでは、そのような形で進めていただければと思います。計画された議事は終了しましたので司会進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いたします。

司会 長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。最後に環境対策監から一言お願いします。

石崎環境対策監 今日の御審議ありがとうございました。非常にたくさん、貴重な意見いただきましたので、参考とさせていただきます。一言言わせていただきます。廃棄物処理計画の中でどこまで書き込めるか、当然範囲がありますので、言われた意見、頭出しをさせていただいて、具体的には、災害廃棄物の処理計画があるとか、あるいは環境学習の計画があるとか、場合によっては、食品ロスとの関係ですと、食育の計画であるとか、様々な関係する計画がございますので、具体的なものは既に書き込まれている部分があります。こちらの中では、頭出しがしっかりとできるように作成をさせていただきたいということをお願いただければと思います。

司会 次回の開催ですけれども、12月18日、既に御案内させていただいているとおりに考えております。なお、事務局としましては、今回と同様に、お集まりをいただいている開催を考えておりますけれども、新型コロナウイルスの状況によりましては、Web開催等になる場合もございますので、その都度御案内させていただきますことを、御了承いただきますようよろしくお願いいたします。最後、駆け足になってしまって大変申し訳ございませんでしたが、以上をもちまして、千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会を終了させていただきます。長時間にわたりまして、御審議くださりありがとうございました。